

半田市環境基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 半田市環境保全条例第7条第1項の規定に基づく半田市環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定（見直しを含む。以下同じ。）するため、半田市環境基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定に係る調査及び審議に関すること。
- (2) 基本計画の策定に必要な資料の収集及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本計画の策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 産業関係者
- (4) 各種団体代表者
- (5) 市民代表
- (6) 行政関係者

2 委員の定数は、20名以内とする。

3 委員の任期は、基本計画策定完了までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総括する。

3 委員会には、委員長が指名する副委員長を1名置くことができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、委員会の会議にその構成員以外の者の出席を求めることができる。

(作業部会の設置)

第6条 委員会の補助機関として、半田市環境基本計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

2 作業部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 環境基本計画原案の策定
- (2) その他必要事項の調査及び検討

3 作業部会の部会員は、関係部署の職員の中から市長が任命する。

4 作業部会には、部会長及び副部会長を置くこととし、部会員の互選によってこれを定める。

（作業部会の会議）

第7条 作業部会の会議は、部会長が招集し、その会議の議長となる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、市民経済部環境課において処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。